

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 規 則 | 二五 |
| ○福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則 | |
| 告 示 | 二七 |
| ○公有水面埋立てについて竣功を認可した件 | |
| 公 告 | 二七 |
| ○随意契約の相手方を決定した件 | |

規 則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第一号

福島県職場適応訓練委託条例施行規則の一部を改正する規則

福島県職場適応訓練委託条例施行規則（昭和五十六年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、「昭和四十一年労働省令第二十三号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加え、同条第二号から第五号までの規定中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 施行規則第二条第二項第六号に規定する者

第二条第七号から第十二号までの規定中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第十四号を削り、同条第十三号中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 施行規則第二条第二項第十号の漁業離職者求職手帳所持者

第二条第十五号を削り、同条第十六号中「雇用対策法施行規則」を「施行規則」に改め、同条第十五号とし、同条第十七号から第二十号までを削る。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

職 場 適 応 訓 練 申 込 書

福島県知事

年 月 日

住 所
申 請 者
氏 名

職場適応訓練を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

(記名押印又は署名)

記

| | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|-----------------------|----------------|---|------------------------|------------------|----------------------|-------------------|--|--|
| ※ 支給する訓練手当の種類 | | イ 基本手当 | | 技 能 習 得 手 当 ロ 受 講 手 当 | | ハ 通 所 手 当 | | ニ 寄 宿 手 当 | | |
| (1) 氏 名 | | | | (2) 生年月日 性 別 | | 明 治 大 昭 | | 年 月 日 (満 歳) 男 ・ 女 | | |
| (3) 住 所 又 は 居 所 | | | | | | | | | | |
| ① (その1) 申請者の記入事項 | (4) 家族の状況 | 氏 名 | 申請者との続柄 | 生年月日 (満年齢) | 職 業 | 扶養の有無 | 同居・別居の別 | 別居している者の住所又は居所 | | |
| | | | | (満年齢) | | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| | | | | (満年齢) | | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| | | | | (満年齢) | | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| | | | | (満年齢) | | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| | | | | (満年齢) | | 有・無 | 同居・別居 | | | |
| (5) 寄 宿 の 事 実 | | 有・無 | | (6) 寄 宿 開 始 年 月 日 | | 年 月 日 | | | | |
| (7) 寄 宿 所 の 住 所 又 は 居 所 | | | | | | | | (方) | | |
| ② (その2) 申請者の記入事項 | 順路 | 通所方法の別 | 区 間 | 距 離 (概算) | 所 要 時 間 (概算) | 乗 車 券 等 の 種 類 | 左 欄 の 乗 車 券 等 の 額 | 備 考 | | |
| | 1 | | 住居から (経由) まで | キロメートル | 時間 分 | | 円 | | | |
| | 2 | | から () まで | キロメートル | 時間 分 | | 円 | | | |
| | 3 | | から () まで | キロメートル | 時間 分 | | 円 | | | |
| | 4 | | から () まで | キロメートル | 時間 分 | | 円 | | | |
| | 5 | | から () まで | キロメートル | 時間 分 | | 円 | | | |
| 総 通 所 距 離 (概算) | | | | キロメートル | 平均1箇月間の運賃等の負担額 | 円 | | | | |
| 通 所 の 開 始 年 月 日 | | 年 月 日 | | 時間 分 | 他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等 | | | | | |
| (1) 訓 練 期 間 | | 年 月 日から 年 月 日まで | | 箇月間 | (2) 訓 練 職 種 | | | | | |
| (3) 訓 練 受 講 指 示 の 根 拠 (福島県職場適応訓練委託条例施行規則第2条該当号数) | | | | 第 号 | | | | | | |
| (4) 雇 用 保 険 金 等 受 給 資 格 の 有 無 | | 有 ・ 無 | | (5) 雇 用 保 険 求 職 者 給 付 金 等 の 貸 付 日 額 | | 円 | | | | |
| 種 類 | イ 雇 用 保 険 求 職 者 給 付 金 | ロ 国 家 公 務 員 等 退 職 手 当 | | ハ イ 及 ビ ロ に 相 当 する 地 方 公 共 団 体 が 支 給 する 給 付 金 | | | | | | |
| 有 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | | 有 ・ 無 | | 有 ・ 無 | | | | |
| 金 額 | 円 | 円 | | 円 | | 円 | | | | |
| 受 給 期 間 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 該 当 | 通 所 手 当 の 額 1 箇 月 | | 円 | | 委 託 予 定 事 業 所 名 | | 総 合 意 見 | | | |
| <input type="checkbox"/> 交 通 機 関 等 利 用 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 自 転 車 等 使 用 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 原 動 機 付 自 転 車 等 使 用 | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 非 該 当 | 理 由: | | | | | | | | | |
| 上記のとおり進達します。 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | 公共職業安定所長 | | 印 | | |

(記入上の注意)

- ①(その1)欄には、必要な事項を記入し、又は該当する個所に○印を付けてください。
- ①(その1)欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを求められることがあります。
- ②(その2)欄には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- ②(その2)欄の「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、JR○線等の別を記入してください。
- ②(その2)欄の「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期券、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- ②(その2)欄の「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期券の額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入してください。
- ②(その2)欄の「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入してください。
- ②(その2)欄において往路と帰路とが異なる場合は、備考欄にその旨と理由を記入してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職場適応訓練委託条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式による職場適応訓練申込書は、改正後の福島県職場適応訓練委託条例施行規則第一号様式による職場適応訓練申込書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則第一号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(雇用労政課)

告 示

福島県告示第三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり竣功を認可した。

平成三十一年一月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 竣功認可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名

名称 福島県

事務所の所在地 福島県福島市杉妻町二番十六号

代表者の氏名 福島県知事 内堀 雅雄

- 竣功認可の年月日 平成三十一年一月四日

- 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり（第一工区）

- 免許の年月日及び番号 平成三十年八月二十七日福島県指令河第五百九十五号

- 公有水面埋立法第二十二条三項の市町村 浪江町

（「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び浪江町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

（港 湾 課）

公 告

公告第15号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける紅葉山モニタリングポスト新局舎設置業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達持続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年1月22日

福島県知事 内堀 雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
紅葉山モニタリングポスト新局舎設置業務 一式
- 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成30年7月2日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 随意契約に係る契約金額
70,740,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(原子力安全対策課放射線監視室)